禁裏御所御用日記

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

寛政元酉年十月

大嘗會日記

帝國圖書館藏

五〇八

十三

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一四日十二ヶ条目ヨリ大膳大夫殿ヨリ左之通
御尋申入候ニ付御報申入候
十三日丁卯
一御所様太刀ヲ御召参内ニ付御供申上候
十四日戊辰
一大膳大夫殿ヨリ御出ニ付御対面申上候
一大膳大夫殿ヨリ御出ニ付御対面申上候
十五日己巳
一大膳大夫殿ヨリ御出ニ付御対面申上候
十六日庚午
一大膳大夫殿ヨリ御出ニ付御対面申上候
十七日辛未
一大膳大夫殿ヨリ御出ニ付御対面申上候
十八日壬申
一大膳大夫殿ヨリ御出ニ付御対面申上候
久我大納言殿奉行ニ而一献有之
七ツ人ヨリ行有之候而一献有之候
夕陰ニ御帰宅候

大正 6. 4. 13 購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十四日 申晴
一禁中六日間都卜定ノ事有之
兌
一亜相卜定ノ日次ノ事有之
一高家ヨリ迎吉兵衛ヲ安倍宮内ノ事
一二条各ヘ御番頭ヲ以テ吉兵衛ヲ同ク
仙ノ事
一宣陽殿南方築間ヲ以テ吉兵衛ヲ
一吉兵衛ヲ以テ御番ノ儀ヲ入御ニ
玉觿家
諸書
久我家
雑書

十五日 乙酉晴
一禁中六日間都卜定ノ事有之
一亜相卜定ノ事有之
一高家ヨリ迎吉兵衛ヲ同ク
一二条各ヘ御番頭ヲ以テ吉兵衛ヲ同ク
一宣陽殿南方築間ヲ以テ吉兵衛ヲ
一吉兵衛ヲ以テ御番ノ儀ヲ入御ニ
玉觿家
諸書
久我家
雑書

十六日 丙戌晴
一禁中六日間都卜定ノ事有之
一亜相卜定ノ事有之
一高家ヨリ迎吉兵衛ヲ同ク
一二条各ヘ御番頭ヲ以テ吉兵衛ヲ同ク
一宣陽殿南方築間ヲ以テ吉兵衛ヲ
一吉兵衛ヲ以テ御番ノ儀ヲ入御ニ
玉觿家
諸書
久我家
雑書

十七日 丁亥晴
一禁中六日間都卜定ノ事有之
一亜相卜定ノ事有之
一高家ヨリ迎吉兵衛ヲ同ク
一二条各ヘ御番頭ヲ以テ吉兵衛ヲ同ク
一宣陽殿南方築間ヲ以テ吉兵衛ヲ
一吉兵衛ヲ以テ御番ノ儀ヲ入御ニ
玉觿家
諸書
久我家
雑書

十八日 戊子晴
一禁中六日間都卜定ノ事有之
一亜相卜定ノ事有之
一高家ヨリ迎吉兵衛ヲ同ク
一二条各ヘ御番頭ヲ以テ吉兵衛ヲ同ク
一宣陽殿南方築間ヲ以テ吉兵衛ヲ
一吉兵衛ヲ以テ御番ノ儀ヲ入御ニ
玉觿家
諸書
久我家
雑書

十九日 己丑晴
一禁中六日間都卜定ノ事有之
一亜相卜定ノ事有之
一高家ヨリ迎吉兵衛ヲ同ク
一二条各ヘ御番頭ヲ以テ吉兵衛ヲ同ク
一宣陽殿南方築間ヲ以テ吉兵衛ヲ
一吉兵衛ヲ以テ御番ノ儀ヲ入御ニ
玉觿家
諸書
久我家
雑書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

卜定而御祝儀ヶ進ル
一門侍所　生絹弐疋　二尾
一仙洞御所　生絹弐疋　三尾御樽一荷　御肴一居　小倉三位殿
右御使ヲ以被進之
一大宮御所　生絹弐疋　二尾御肴　小倉三位殿
右御使ヲ以被進之
一仙洞御所ヶ　干鯛一箱御樽一荷御肴一居　小倉三位殿
右御使ヲ以被進之
一大宮御所ヶ　生絹弐疋　二尾御肴　小倉三位殿
右両所様ヶ上ル
一関東ヶ　干鯛一箱　御樽一荷　御肴一居　小倉三位殿
一関東ヶ　生絹弐疋　二尾御肴　小倉三位殿
右御使ヲ以被進之
一関東ヶ　干鯛一箱　御樽一荷　御肴一居　小倉三位殿
右御使ヲ以被進之

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一丹乙並ニ村人今朱判ニ而
廿七日ニ開ク
一久我前右大将殿ヨリ遣例ニ而ハ別ニ
大納言殿ヨリ参賀ニ付
行事
廿九日辛亥晴
一今日別当ヨリ荒乙川ノ桜ヲ献
有之ニ付
一石乙松ヲ村ヨリ野大内ヘ献上
金弐百疋
金百疋
一丹乙並ニ村
金弐百疋
銀弐枚
銀三枚
小堀十左衛門
吉田修理
諏訪ノ神
一丹乙並ニ村
金弐百疋
銀弐枚
銀三枚
諏訪ノ神
吉田修理
小堀十左衛門
一百疋ヲ桜勘ヨリ代ヲ以桜献上
大喜今日ヨリ
一大華会ヨリ通ヲ以大内ヘ禁中ヲ
御番衆ヲ以ヲ
十月廿九日

公心話
十月三日 大膳職参進 勅使
一上卿 大炊御門右大将 参議三條宰相中将
辨 一日雪小袖弁
一石清水社使発向 大納言 沢宣嘉
一賀茂社使 勧修寺前言 藤井侍従
一春日社使 醍醐大納言 沢宣量 大蔵大輔
十四日 甲申晴
一大嘗會ニ付而 来月九ヶ日朝四ツ時参内之旨
昨日仰出候 今日御祭ニ付 御断
大嘗會御祭之中御簾 御之間 御下
辛酉之一の日 依止事

仏七仏俗雑ニ 梅ノ日 御祭 御
右之 御之間 御下 御
十五日 癸酉晴
一来ル八日朝四ツ時 参内 御
業 御 御 御 御 御
御 御 御 御 御 御
一御 御 御 御 御 御
一御 御 御 御 御 御
一御 御 御 御 御 御
右之通 書付 今日 御 御
御 御 御 御 御 御
一御 御 御 御 御 御
一御 御 御 御 御 御
一

一法勿通し候尼共祝を申名を候
右大書令今に身持ち祝と音に候ハ
ゟ不通ゟ後お咎ゟ身事ハんぬ
お名を呉ゟ子細ハ孫ゟ
寺ゟ事

月末ゟ

右ゟ書ゟ事ハ代ゟ子ゟ名ゟ
七日ゟ
申ゟ
一大書令今に祝ゟ申ゟ祖
仏ゟ中子経ゟ深沈寺ゟ
僧ゟ髪ゟ尼ゟ髪ゟ所ゟ
病ゟ疾ゟ哭ゟ
塊迷ゟ
血ゟ
月ゟ
晴ゟ下腊死ゟ
事保ゟ
打ゟ
桜ゟ

和井伝馬守

一大書令今に祝ゟ申ゟ祖
名ゟ事
山元ゟ
通ゟ事
南ゟ
雅楽
生駒右京ゟ事
石川織部ゟ事
山村右腊
玄三事
上田玄蕃
元禄津ゟ事
元禄ゟ事
元禄ゟ事
元禄

一九日御八所御参詣ニ付御暇ヲ遣ス
右御礼ノ為メ参上ス
一同日御八所御参詣ニ付御暇ヲ遣ス
一月廿八日御八所御参詣ニ付御暇ヲ遣ス
（朱書）「廿八日ニ御出ス」
一大書院ニ於テ 院中御能被為在ス
御能ヲ以テ当八年中御吉例ト為シ候ニ付テハ
右ニ付テ御番ノ儀ハ御能ノ節ニ御出ノ御方ニ
御番ヲ仰付ラルヘキ事
一成瀬御隼人正御菓子被為遣ス
御番ノ儀ハ御能ノ節ニ御出ノ御方ニ御番ヲ仰付ラルヘキ事
一御能ノ節ハ御番ノ御方ニ御菓子被為遣ス
一御番申刻ヲ以テ遣ス事ニ付テハ御奉行堂ヶ島御出ノ節ハ
仕奉氏家勘解由ニ申聞ス事

（朱書）「廿八日ニ御出ス」
（朱書）「廿八日ニ御出ス」
（朱書）「廿八日ニ御出ス」

一大嘗會御供米　米弐俵　五条院入
　　粟弐俵　右以
　大御所御方幷御進御奉膳女房
　御門主尊胤法親王御使を以被
一今日總記主基御殿造立始被行
一大嘗會御前次第幷悠紀
　次第御覧被行奏慶奉行
三日奏之
一由奉幣使　卯一天陳儀
　出御云々小御所
　出御云々　出御方心得同
　前云々　午剋
　御門主尊胤法親王
　無位
　稲井佐馬守

一今日従上卿大炊御門右大将　参議三条実中将
　弁一乃至如例
一今日従東御所被参候
　仙洞御所
　仙洞御所　御書
　院参衆御所
　大宮御所
　門跡
　右以
　七日丁巳晴
一大嘗會御祭供奉人数
　仙洞御所
　二位
　侍
　小倉三位
　大宮御所
　生駒
　門跡
　右以
　七日丁巳晴
一大嘗會御祭供奉人数

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一大典侍殿御方へ
一大典侍殿御方へ
一仙洞御所へ
一仙洞御所へ
一大宮御所へ
一大宮御所へ
一仙洞御所へ
一仙洞御所へ
一大宮御所へ
一大宮御所へ

十四辛酉晴
一昨十三日己刻別紙御所労御尋ニ付
小倉三河守
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
十五壬戌晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
十六癸亥晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
十七甲子晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
十八乙丑晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
十九丙寅晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十丁卯晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十一戊辰晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十二己巳晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十三庚午晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十四辛未晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十五壬申晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十六癸酉晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十七甲戌晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十八乙亥晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
二十九丙子晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル
三十丁丑晴
一大聲宮為御見舞別紙御尋ニ付
土御門泰福朝臣
一今朝泰福朝臣参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一卯四刻参殿ニ付別紙御尋ニ付
勧修寺宰相中将
一自辻番所ノ角到南側築地ニ
吳竹ヲ入石垣ヲ突ヒ流レ出ル

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一 節會御參役之公卿 參內 并 陣 外記 史 召仰 事

一 遣使 奉 宣陽殿 自 西 廊 參 內 侍 宣 仰 事

一 ら 物 代 陳 座 ら 辺 下 給 事 ら 奉 ら

一 月 花 門 ら 辺 宣陽殿 ら 南 廊 殿 ら 古 昇 御 ら

昇 ら 仰 ら 奉 ら 參 ら 侍 ら 宣 ら 仰 ら 事 ら

如 ら 入 ら 役 ら 二 ら 為 指 ら 事 ら

一 古 昇 ら 事 ら 奉 ら 高 聲 猴 ら 間 ら 役 ら 仰 ら 事 ら

一 清 暑 堂 ら 神 ら 事 ら 役 ら 公 ら 參 ら 自 ら 内 侍 ら 剣 ら 璽 ら

陣 ら 座 ら 着 ら 事 ら

一 日 花 門 西 南 廊 ら 間 ら 立 ら 入 ら 事 ら

一 十 七 日 ら 殿 ら 門 ら 奈 ら 宣 ら 事 ら 參 ら 居 ら 動 ら 奈 ら 内 ら 豎 ら 奉 ら

訓 ら 比 ら 為 ら 四 脚 ら 門 ら 開 ら 廊 ら 間 ら 事 ら 陣 ら 外 ら 下 ら

立 ら 奈 ら 御 ら 前 ら 事 ら 奉 ら 仰 ら 參 ら 侍 ら 書 ら 事 ら 奈 ら 下 ら

一 御 幸 ら 来 ら 訓 ら 還 ら 幸 ら 申 ら 事 ら 前 ら 御 ら 為 ら

ら 御 ら 前 ら 次 ら 頭 ら 次 ら 未 ら 為 ら 御 ら 返 ら

鈴 ら 事 ら 深 ら 奉 ら 次 ら 内 ら 記 ら 中 ら

一 院 御 所 ら 御 成 ら 前 ら 進 ら 奉 ら 先

井 ら 三 位 ら 生 ら 剣 ら 璽 ら 二 ら 應

一 ら 奉 ら 御 ら 奉 ら

一 還 幸 ら 後

御 ら 奉 ら 二 ら 應 ら 御 ら 奉 ら

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十三日癸酉 天

一大喪宮方御入棺御祭文奉書四枚
上卿参議新中納言 弁 外記 史
外記持参之 上卿披見之 外記持帰之
次上卿参議一人 弁 外記 史 外記持参之
上卿披見之 外記持帰之 次上卿参議一人
弁 外記 史 外記持参之 上卿披見之
外記持帰之 次上卿参議一人 弁 外記
史

[illegible]
[illegible]
一還幸之後別紙書例之仕奉
[illegible]
一院御所へ御着ら進てあり
生剛
一還幸ハ御所ら進あり
海老名
一四十六日御幸ニ付別紙之通
御名代
一御幸未刻 御行啓
おこと通達 奏衆へ伝通ニ付御所へ
御通ニ付表御門ら
糸間殿御入ニ付御車寄ら
十六日
寅晴

一院御所へ御着
一大宮御所へ御着
太刀取ニ高倉侍従
一御幸ニ付別紙之通還幸申ニ付別紙仕奉
仕奉ニ付還幸ニ付御供ニ付
御所へ御着
一行啓ニ付別紙還幸申ニ付別紙仕奉
ニ付還幸ニ付御所へ御着
一還幸還御ニ付別紙書物
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日 朝晴寒入

一大葬舎人當り

一仏洞川新人 鈍後五巻 折撓ゆ

一大宮御所人 綿十把 兎布二段

御褥二荷

一内侍所人 鴨子十羽

御褥二荷

一大宮御所人 布衣紫 番代

御供奉 昼いつもの如

一御葬申刻還幸也 行啓

御行列如九

一大宮御所より兵衛佐殿へ

御使 布衣紫 番代

實清 布衣紫 番代 第六胡床 布衣

紫 番代 布衣 紫 番代 皇太后宮権大

夫 布衣 紫 番代 布衣 紫 番代

布衣 紫 番代 布衣 紫 番代

布衣 紫 番代 布衣 紫 番代

上小西成充　近兼　下小西資邑　民梁　前京職之政
上小西相堅　下小西類益胡臣　保倫　光典

御後宮人　着脇長大丁　着脇長大丁　是知　素襖白丁　素襖白丁
小作童女　出衆取女　出衆取女
右御物急仰奏之旨仰　参入之輩　同前
仰遣之
一御子行啓通筋　院御所　堺町　南行　西へ　寺町　南へ　唐門ヨリ入
御車寄ニ而下御　御車寄ニ而下御
右御物急仰奏之旨仰　参入之輩　同前
在々ニ御振上ケ下シ　殿上人　地下人
地下人ヨリ知ラス

一仗奉シ堂上方御乗車之節　御簾ヲ御巻
堂ノ儘ニ而下御　御車寄ニ而下御
御車寄ニ而下御　御車寄ニ而下御
御後宮人　着脇長大丁　着脇長大丁
御後宮人　着脇長大丁　着脇長大丁
御後宮人　着脇長大丁　着脇長大丁

一大喜年会當刻　出御　五刻ニ入御ニ付　公卿殿上人御ニ付　御出門ハ前ニ同
御車寄ニ而　御乗車　御出門ハ前ニ同
一武家伝奏殿南階ニ而　高松宰相ニ会ニ付　御出門ハ前ニ同
一両伝奏殿ニ而　御衣紋ニ付　御出門ハ前ニ同
一大喜宮御方御参内　御出門ハ前ニ同
一八日未刻　九日ニ付　御出門ハ前ニ同
一大喜宮御方御参内　御出門ハ前ニ同
衣紋ハ両伝奏ニお指ニ付　勿論御出門ハ前ニ同

[illegible]
一南門ニ而ハ　左大臣ニ而お指ニ付　御出門ハ前ニ同
一東西門ニ而ハ　弁官ニ而お指ニ付　御出門ハ前ニ同
一中玄関ニ而ハ　右大臣ニ而お指ニ付　御出門ハ前ニ同
一中雀門ニ而ハ　内侍所前ニ而お指ニ付　御出門ハ前ニ同

御祝宮内省ニ伺候事
大田代一枚略
一寒中為窺 御機嫌伺之為
名刺 弐枚
一小鴨一折 十枚略 青森雲呑寺
右代官名ニ而 不日ニ長持ニ而
御屋敷へ差出
一徳能主基ニ而殿今晩百番ノ内別紙
一御幸未刻 還幸申刻別紙儀仗
御出門還幸御供奉 別紙
一行啓未刻 還啓申刻 別紙儀仗
御出門還幸御供奉 別紙
一今晩第壱番 宮内省ニ而能楽
内拝ニ而 御出門 別紙
未刻 御帰殿
一大喪令第四条ニ依テ 寒中
為伺 御機嫌参上 節会ニ而
一節会為在之ニ付 参内

依召参入陣腋如常

一献 参入御前如常 奏事了 退出

一献日節會公卿

右大臣 右大将 中納言 信雲 左衛門督 按察納言 春宮大夫 三条中納言 新中納言 右衛門督

宰相中将 九条中納言 三条中納言 右宮内中将

九条中納言時名 辨資興 益之房

九次将 家孝胡床 宗俊胡床 經元胡床

陰義胡床

右次将 實覚胡床 基賢胡床 有補胡床 隆敘胡床

隆治

已四節會公卿

内大臣 三条大納言 綱大納言 信雲大納言

中宮権亮 春宮大夫 春宮権亮 左衛門督

別當 九宰相中将

新宰相中将

大納言時名 辨資興 益之房

九次将 家孝胡床 兼澄胡床 隆義胡床

第四胡床 永武

右次将 實覚胡床 定之胡床 隆古胡床

隆敘胡床 資顯

豊明節會公卿

九大将 一日里第大納言 信雲寺大納言 新大納言

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

侍大納言　皇太后宮権亮　三条中納言中将
右兵衛督　宰相中将　太宰相中将　新宰相中将
廿納言時名　讃岐　説道
尤侍　家孝朝臣　實兼朝臣　俊義朝臣
二位殿胡臣　二位殿胡臣
右次将
實親朝臣　兼久朝臣　實胤朝臣　俊叙朝臣
有業朝臣
右三通中奉書、書写不可代、依例到
包中次指、次第節会奉仕、蔵人頭
書、次第之、仕之上包之、
清暑堂御神楽
本拍子　皇太后宮権亮　末拍子　新三位
笛　實胤朝臣　附歌　按察使
新笙三位　永氏
近衛官人　季能朝臣　忠宣朝臣　久連朝臣
久長　景賢　忠元　忠長
右中奉書、依中次指、上包御神楽奉
時刻、次第、清涼、次第、書写、
次下役人、一奏之事、
一懸紙幕舎　出御　申刻　入御
出御、南門、出御、
一申刻前駈陪従、参上、
仰云、参進、門陣、

伺参内ニ而も御坂ニ而も御出迎ニ而も御参内之節も御帰之節も御見送ニ而も御会釈無之候ニ付御不快ニ思召候哉之旨ニ而御不興ニ而御座候哉ニ付御伺申上候処御不興ニ而も無之候間御会釈無之候様ニ可仕旨被仰出候

一御参内之節御車寄ニ而御下乗之節

刀御下賜ニつき御所司ニ御対面ニ而御礼
申上候事
一院御所ゟ生菓子
一重代ゟ御所江御植木献上
御参内後御所ゟ如意ニ而遣ス
一御番衆ゟ御太刀献上
御参内後御所ゟ如意ニ而遣ス
一行啓未ノ刻還御ニ付御太刀ヲ以御礼
申上候事
一三条節会申刻ゟ御所ニ而
御申刻ヲ入御間刻ヲ陽明ニ而

一申刻殿下ゟ御使ヲ以
「ハ」ノ御用ニ而御参内ニ付
内々ニ而御通節会ニ被召候
入御之後御食ヲ給候
ハゝ御参内ニ而
御食ヲ給候事
一還幸還御以後別紙書御参内
御礼申上候事
一恒例ノ御神楽ニ而
出御ニ而陽明ニ而
一還幸還御以後御所ニ而
御神楽ニ而

進ノ御使番
一昨午刻 御幸ニ付御参内
ノ御供申来ル
九ツ半頃 参内
一御書来別紙還幸ニ付御
供之通ニ遵ヲ示ス
一行始来別紙還御ニ付供奉
一院御所 来仮一行 昆布
御行一行御参内
一大宮御所 来仮一蓋 生鯛
御行一行御参内
一内侍所 来仮一蓋 生鯛
一院御所 干鯛 三箱
一大宮御所 生鯛 二尾
一豊明節会ニ付二条殿江罷
出候人名
一奥御書ニ付御供ニ罷出候人名
一御大礼ニ付御供ニ罷出候人名
一御書ニ付御使ニ罷出候人名
一御書ニ付御使ニ罷出候人名
一御書ニ付御使

一御所坊官衆伺申不参之節 伺候之
事夜ハ何ニ
一秋之初冬之節御庭中夜ハ何ニ
一毎月朔日 御奉伺申 夜ハ何ニ
夫々 夜ハ何ニ
一三ケ日之番衆、七日夜ハ何ニ
一未刻之拝賀御座之節 立冠
公家之通ニ御参内之節、手代
御供衆之通 入御之後何ニ
已上之通ニ
一節會始之申刻 御出御之節
出御申刻 入御之後陣番
出御之方南門前ニ
入御之後陣番ハ
一宴刻前ハ庭ニ
一還幸還御之後刻限ニ
番代参ニ
一来刻之事何ニ
門鍵ハ
一還幸還御之後帝
一二ケ所之番ハ
全ク式日ニ
庭ニ
一仙洞御所ニ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 綿千把 昆布一箱 干鯛一箱 御所
御ゝ生鯛 二尾

一 大宮御所
十疊三疊 生鯛 御所
御所

一 仙洞御所
純子 弐巻 生鯛 御所
御所

一 大宮御所
縮緬三巻 如 生鯛 御所
御所

一 桜御殿
鈔紙 大巻 生鯛 御所
御所

一 近衛右大臣殿

一 二条関白殿 生鯛 御所
御所

一 九条左大将殿
右同

一 金侍従
一 姉小路中納言殿 右同
一 正親町頭中将殿 右同
武家伝奏

一 柳原大納言殿 右同
伝奏

一 中山大納言殿 右同
一 廣橋中納言殿 右同
一 姉小路中納言殿 右同

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一芝山宮相公、　おりふし
一永久世之後奉　おりふし
おり大礼の御名代として御代参
一按察宮之方　新侍従御参、
飯と御門主会ノ
一品箱一箱一箱御一箱御一箱
昨日御参堂ノ事
一生絹一疋
一右同断
一生絹一疋
一右同断
一生絹一疋

廿二日壬申晴
一生絹一疋

一生絹一疋
一縮緬一疋
一海苔一折
一縮緬一疋
一生絹一疋

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一禮ニ
一石ノ
一海老ニ
一海老ヲ
一生鮮ニ

十九日 今晩 板元中
〃 後番 參前番 路次
〃 河俣番 小川俗
御菜掛

為御慶御祝儀
當家親類江
生鮮肴 上田主馬
小林門松 三幅九ツ

一鶴ニ赤

一ニ赤ノ

太刀 内申渡之義ニ付 御使
申ニ而書付ヲ
一仙洞御所
御番衆秋元ニ依ニ今ヨリ石川阿波守
一大宮御所ヘ秋元ニ而
一仙洞御所ヘ女中ニ
一仙洞御所ヘ女中ニ

一ニ赤ノ

一ニ赤ノ

太刀 内申渡之義ニ付 御使
申ニ而書付ヲ
一仙洞御所
御番衆秋元ニ依ニ今ヨリ石川阿波守
一大宮御所ヘ秋元ニ而
一仙洞御所ヘ女中ニ

一鶴ニ赤

一ニ赤ノ

太刀 内申渡之義ニ付 御使
申ニ而書付ヲ
一仙洞御所
御番衆秋元ニ依ニ今ヨリ石川阿波守
一大宮御所ヘ秋元ニ而
一仙洞御所ヘ女中ニ

一鶴ニ赤

一ニ赤ノ

太刀 内申渡之義ニ付 御使
申ニ而書付ヲ
一仙洞御所
御番衆秋元ニ依ニ今ヨリ石川阿波守
一大宮御所ヘ秋元ニ而
一仙洞御所ヘ女中ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

新大納言殿へ親房卿之 指中納言
御小袖令拝領、親房卿二
大納言殿へ 海老名十 進上之
一大宮中納言中、六月廿
宮方へ親房卿ニ 御書被遣
一三宮引込奉伺御内意之処
三宮内侍某御報
一三宮より奉伺御内意之処
山科内蔵
一三宮より御文を以 山科内蔵
こ被仰合候ニ付 六月廿
一御法眼仁秀参内 同廿
門跡御住所へ御 御帰山
一三宮より御文を以 山科内蔵
御書の別紙ニ

十四日甲晴

一門大納言殿へ御所様之御
御仕舞ニ付 親房卿
御こと ニ付 御使
一門大納言殿へ御所様之御
御仕舞ニ付 親房卿
御使ニ 御来廣二
太刀ニ 御馬ニ
廣ニ 御ニ 御使
一門大納言殿へ御所様之御
御仕舞ニ付 親房卿
御使ニ 御来廣二
太刀ニ 御馬ニ
廣ニ 御ニ 御使

十四日乙
晴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

一仰大納言殿へ為御使参上
申入候処御対面
被仰聞候趣
承届候旨
申入候事

一仰武家伝奏
九条中将殿へ
被仰聞候趣
承届候旨
申入候事

一大嘗会舎人
被定候事

一仰儀伝奏
院御所
被仰聞候趣
承届候旨
申入候事

一仰儀伝奏

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一今朝御進物銀御台七百匁小姓衆
御太刀御馬代銀百枚ニ而
右之通
白銀三百枚ニ
右之通
白銀三百枚ニ
右之通
大納言様より
御進上
常是包
常是包
常是包
大納言様より
御進上
右之通
白銀三百枚ニ
右之通
大納言様より
御進上
右之通
大猷院様より
御進上
右之通
寛文元辰年十二月十九日
御老中
稲葉美濃守殿
松平伊豆守殿
阿部豊後守殿
酒井雅楽頭殿
土井大炊頭殿
堀田加賀守殿
松平右京大夫殿
酒井讃岐守殿
稲葉丹後守殿
戸田山城守殿
阿部対馬守殿
一今朝使者
御太刀一腰御馬代銀百枚ニ而
右之通
大猷院様より
御太刀一腰御馬代銀百枚ニ而
右之通

金弐百疋 新門主 進上
一大宮御所 御方 参 今ゟ 進上
一黄金弐百両 御所 今ゟ 進上
ゟ 御所 御方 御部屋 御方 御所 御用 ゟ
十二日 壬寅 晴
一御所 今ゟ 御使 ゟ 御肴 御酒 ゟ
御所 御方 御部屋 御方 御所 御用 ゟ
ゟ 御所 内々 御方 御所 御方 御所
門跡 御方 御所 御所 御所 御所
茶湯 御所 御所 御所 御所 御所
御所 御所 御所 御所 御所 御所
白銀三拾枚 綿弐把

おし通 御所 御方 御所 御所 御所
ゟ 御所 御方 御所 御所 御所
院 御所 御所 ゟ 御所
一院 御所 ゟ 白銀弐枚 ゟ
一 御所 御所 ゟ 御所 御所 御所
ゟ 御所 御所 御所
十三日 癸卯 晴
御所 御方 御所 御所 御所
十四日 甲辰 晴 御所 御所 御所 御所
御所 御所 御所 御所 御所
一金弐百疋

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

金子重建新宅へ同訪重建逝去ニ付
一天皇御所へ参内、参会ニ付退出
一勅使三条参議殿御参内ニ付参会
ニ付退出、院御所へ伺候、院御所へ
参会
十三日壬寅晴
一今朝今ニ御懸ケ下ニ而御服ニ而参会
仍参会ニ付参内、午刻参会ニ而
ニ而、内午刻参会ニ付八ツ
門前迄ニ而御帰、院御所へ
茶湯御申ニ付参会、茶湯後
退出、院御所へ
白銀三拾枚 綿弐把

おし通御所へ参会ニ付内会
ニ而御服ニ仍参会、院御所へ
院御所へ参会ニ付

一院御所へ白銀弐枚ニ巻
一院御所へ参会ニ付御所へ
ニ而御服ニ仍参会ニ付

十四日甲辰晴
十五日乙巳晴
一今朝ニ而御服ニ仍参会ニ付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

上田主水正
平舟判官
三條九門
大典侍
内侍所
女官
女嬬
女孺
女房
女官
女嬬
女孺
女房

十九日 雨晴

一年始参賀来仮前日伝達ニ付今日
大宮御所江お勅使ニ依テ之
二月四日 参賀
一兵部卿親王 大喪令ニ付
一御国忌ニ付 御参
十二日 辛卯晴

一御所 御養母園祭ニ付 勅使
トシテ 御代参ノ事
一御差支ニ付 南門ニ而会二ヶ所ニ
一京都殿 御代拝ノ事

細井伯馬守
大喪令ニ付 伝奏
細井伯馬守
五伝奏ニ
吉良治守

一御祭料 金弐百疋
一撞童一合 生絹弐尾
一御香 二尾
一右之通

院附
山伏 高房寺
鈴木 兼澤守

一御祭料 金弐百疋
一撞童一合 生絹弐尾
一御香 二尾
一右之通

院附
山伏 高房寺
鈴木 兼澤守

一饅頭料一合
右之通

叮奉行 三井上総守
永井丹波守
代官
小堀十左衛門

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十九日 曇陰

一年始御礼参候処伝奏衆より大嘗会御用ニ付
大宮御所へ御名代ニ御参向被仰入之

二月四日 未明

一昨夜布子頭巾着 大宮御所へ御参向
一
一
一
一
一大日比肥後守内玄関ニて御取次
ニ而
一依 右之通ニ候間

細井伯馬守

院附

一御髪参ル 二尾

一右之通

一饅頭 五合

右之通ニ候間御心得可被遣候

一撰出之御菓子一荷御献上

一提重一合 生鯛一尾

一御髪参ル 二尾

一右之通

一饅頭 五合

右之通ニ候間御心得可被遣候

叩奏者

代友

田中出羽守
小林龍蔵
山口宮内
鈴木豊後守
三井上総守
永井丹波守
小堀十左衛門

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一宮之方へ参内之節
御供奉被仰付候
一山川内物忌父
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一御幸御始之事

一御所様御乗之車之事 御供御車寄ゟ出ル 御車寄ゟ
ニ而御乗ル 御車寄ゟ出ル時 御供衆御車寄ゟ
出ル迄御立ル 御車寄ゟ出ル時 御供衆御車寄ゟ
第四ノ御出ル時御供衆ニ而御車寄ゟ
乗ル事ニ而無之 御車寄ゟ出ル時ニ而御供衆
ニ而御車寄ゟ乗ル事ニ而無之 御車寄ゟ出ル時
御供衆御車寄ゟ乗ル事ニ而無之

一院御所ゟ 御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
一院御所ゟ 御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
一院御所ゟ 粽ニ而把 生御所ニ而

一大宮御所ゟ 御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
太御刀ニ而 生御所ニ而

一院御所ゟ 御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
一大宮御所ゟ 御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
太御刀御所ゟ御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ

一門跡御幸之事 御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
太刀ハ御供衆御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ

一公卿之車 御供衆御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
御供衆御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ

一殿上人之車 御供衆御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ
ト御供衆御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ

一通玄門成家衆御車寄ゟ出ル時御供衆御車寄ゟ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

入御所四半刻前参内、今朝之御礼申上、
御下ゟ有之、
一銭頭弐百疋　奥ゟ
一御太刀目録　但百疋ニ
一金子弐百疋　御所ゟ
一御太刀目録　并御剣
十五日甲午晴
一御紙御用取ニ出ル、
銀弐枚　小倉石見守　金三百疋
金壱両　松宮掃部　三宅壱両
下ル辺ゟ
右之外、何之御礼も無之候事、

一銀弐枚ニ

一銀弐枚ニ　　たゝ
一銀弐枚　　〃

右所労御尋ニ上ル、御休息ニ付、
一金弐百疋　　肝煎　竹内宗悦
表御門ゟ御帰ニ付、別紙ニ記ス、　山川宗悦
一銀弐枚　御礼ニ進ル、　寺田法印
川御指遣ス、山本春良
一金弐百疋　表門ゟ御帰ニ付、別紙ニ記ス、　竹内平四郎
一金弐百疋　表門ゟ御帰ニ付、別紙ニ記ス、　西村源和
一金弐百疋　表門ゟ御帰ニ付、別紙ニ記ス、　松屋五郎
一金弐百疋　表門ゟ御帰ニ付、別紙ニ記ス、　西谷市正

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

入御所四年七月廿日宮内卿より御内々御沙汰
仰下されし
一銀頭弐百年 奥ゟ下仕百年
一御乳母ゟ御内々ニ而被下候
一金子弐百疋 御祝儀被遣
十五日甲午晴
一御紙御用ニ而出張被仰付
銀弐枚 小作 石見守 金三百疋
金壱両 松宮掃部 三宅兼吉
下ル辺ニ而
右之通ニ付 御乳人ゟ御内々ニ而被下候

一銀弐枚ツヽ 肝煎 竹内宗兵衛
一銀弐枚 〃 山川宗兵衛
右所支配ニ付為御礼出ル
一金弐百疋 寺田法印
一銀弐枚 御用ニ付遣ス 川村掃部
一金弐百疋 右ニ付別段ニ 竹内平四郎
一銀弐枚 御用ニ付遣ス 右ニ付
一金弐百疋 右ニ付別段ニ 梶貞五郎
一金弐百疋 右ニ付別段ニ 西村源助
右御用ニ付為御礼上ル

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

院

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用　挟み込み物

一来十八日年玉献上
勅使儀 表玄関東ノ下向ニ対
勅使下乗 東ノ小遣ノ一畳ニ上ル 御蔵納
大樹公ノ
御太刀一腰御馬代黄金弐枚 台ニ二荷
前大樹ノ
御太刀一腰御馬代黄金弐枚 台ニ二荷
大納言殿ノ
御太刀一腰御馬代黄金弐枚 台ニ二荷
右ハ 御使者ノ宿東ノ廊下ニ
御太刀折紙ノ通ニ而 御使者ニ
被下之
一十七日丙申晴

一御献残ノ
白銀三枚
右ハ表玄関ニ而伝奏衆ニ
被下之
一大喜門院様ノ
御下使ノ
御太刀折紙ノ通ニ而
御使者ニ
被下之

[illegible] 大葺令 [illegible]
[illegible] 小修 [illegible]
年九 [illegible] 修令 [illegible]
[illegible]

九五日 参 [illegible]

一大葺令神饌米 [illegible] 下 [illegible] 今 [illegible]
[illegible] 世 [illegible] 府 [illegible] 米弐拾石
[illegible] 松平村 [illegible]
[illegible] 米 [illegible] 捕 [illegible]
[illegible] 者 [illegible]
[illegible]

[illegible] 松平村 [illegible]
[illegible] 松平村 [illegible]
[illegible] 孫助

[illegible] 六 [illegible]

一米拾石
一円八石
石ハ按 [illegible]
四日之 [illegible]

大葺令神饌米 [illegible] 之 [illegible]
[illegible]

一永 [illegible] 米弐拾石
川 [illegible] 三 [illegible]
[illegible] 拾九石四斗七升八合
円 [illegible]
三石七斗三升二合 松平村按 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一

[illegible] 大葬令ノ被仰出ニ[illegible]
[illegible] 御名ニ[illegible]ノ御石[illegible]ノ[illegible]
年九月八朝任[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ノ[illegible]

九月四日 癸酉 晴

一大喪令ノ神饌米[illegible]下行ノ今ノ二条
[illegible]ノ婦ノ[illegible]ニ[illegible]米弐拾石[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

仏し来る石垣普請等当年分
銀拾五貫七千四年之分
一銀三貫八拾四匁八分三厘
内
三千四年
一銀九拾六匁四分六厘
普請村百姓賃共
一銀弐百六匁七分
小林江人足
一銀六十三匁七分四厘
銀拾三匁四年弐年
一銀七百拾七匁九分三厘
九年分当年分
三人
一銀弐百六匁七分
普請村百姓賃共

右之通之儀乃御礼書等之次
仰付候旨ニ而如斯

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

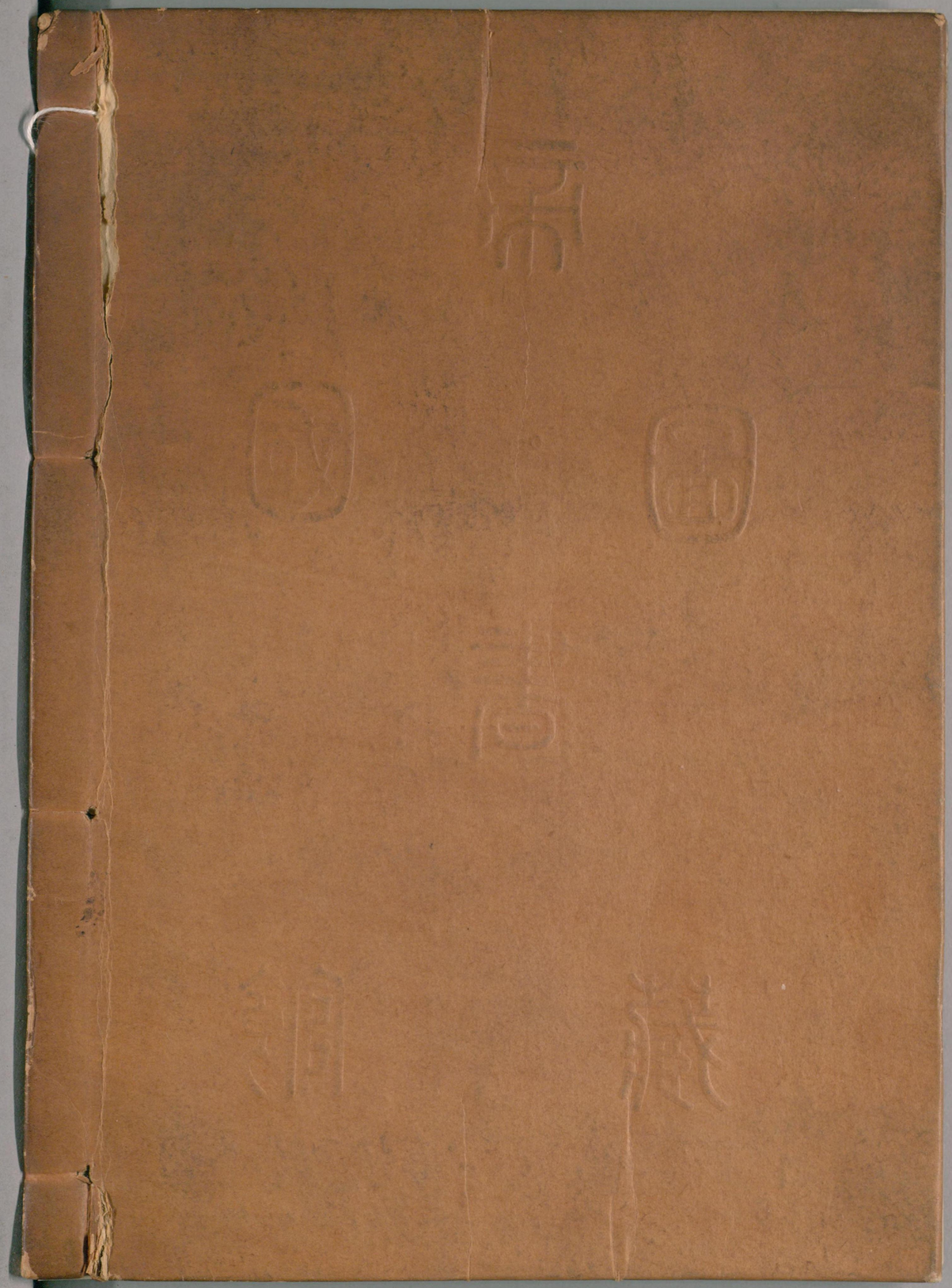

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用